

## 太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する調査について(中間整理)

### 1. 経緯

- (1) 我が国は中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際合意に基づき、太平洋クロマグロの 30 キログラム未満小型魚、30 キログラム以上大型魚にそれぞれ漁獲上限を設け、漁獲管理に取り組んでいる。
- (2) 第2管理期間(\*1)の漁獲状況は、特に小型魚の漁獲が、我が国南部や西部海域を中心に積み上がる状況。
- (3) このような中、昨年、長崎県で広域漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)(\*2)に基づく承認を得ていない漁船が操業し、三重県で県の自粛要請に従わず操業を継続したことから、水産庁及び両県が現地で調査・指導等を行ったところ。
- (4) これとあわせて、沿海地区の全都道府県(39 都道府県)に対し、改めて、委員会指示に基づく承認制の周知徹底や、漁獲モニタリング(\*3)による漁獲量の報告体制を調査した。
  - \*1 沿岸漁業は平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで、大中型まき網漁業等は平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月まで。
  - \*2 沿岸くろまぐろ漁業の操業は委員会指示により禁止されており、同漁業を営むためには委員会の承認を受けることが必要。
  - \*3 漁獲量については、漁業者は委員会指示に基づき委員会会長あてに漁獲実績報告書を提出するほか、各都道府県は、国のガイドラインにより、管下漁協の漁業者分の漁獲量を国に報告することとなっている。

### 2. 調査結果の概要

- (1) 都道府県からの報告によれば、新たに、7 県(延べ8 県)で承認にかかる疑義事例や漁獲量の未報告等を確認(別紙参照)。なお、長崎県については未だ詳細確認中。

委員会指示に基づく承認を受けていない疑義	漁獲量の未報告及び報告内容の誤り
<u>1 県</u> (現時点で約 1.5 トン)*	<u>7 県</u> (現時点で約 6.7 トン)*

\* ( )内は疑義のある漁獲量(H29.1.20 時点)

注:その他の都道府県は疑義事例なしとの報告(今後、説明会を開催し確認する県を含む)。  
なお調査対象は沿海地区の全都道府県(39 都道府県)

- (2) 現在、7 県(延べ8 県)において確認調査を継続中。併せて、原因究明と再発防止策の検討、漁獲量の修正報告を求めているところ。

### 3. 水産庁の対応方針

- (1) WCPFCの国際約束を遵守し、太平洋クロマグロ資源の回復を図っていくためには、国内の漁獲上限の範囲内での漁獲管理が不可欠。
- (2) このため、疑義事例が確認された県に対し、原因究明とそれを踏まえた再発防止の徹底を求めるとともに、法的規制の導入を検討しているところ。

## 別紙 各県の概要

都道府県	委員会指示に基づく承認を受けていない疑義	漁獲量の未報告及び報告内容の誤り
岩手県	・なし。	・自家消費分を未報告(2漁協)。
宮城県	・なし。	・沿岸漁業と沖合漁業の区分が一部不明確(詳細調査中)。
千葉県	・なし。	・他港水揚分の未報告や報告遅延(2漁協)。 ・水揚量の重複報告(1漁協)。
新潟県	・なし。	・水揚量の一部を未報告(漁協の集計ミス、1漁協)。
静岡県	・承認を得ずに操業した疑義有り(1漁協、漁業者4名、約1.5トン)。	・漁業者による直接販売や他市場出荷分を未報告(4漁協)。
和歌山県	・なし。	・他港水揚分を未報告(2漁協)。
鹿児島県	・なし。	・水揚量の一部を未報告(漁協の集計ミス、1漁協)。

- \* 三重県からは新たな疑義事例の報告はない。
- \* 長崎県は対馬海区を含め詳細確認中。

※ 今回の水産庁による調査以前から、県が既に調査し、指導していた事例として、

- ・ 茨城県は、水揚量の報告遅延の事例
- ・ 神奈川県は、県での操業自粛要請の連絡不十分の事例、
- ・ 熊本県は、同県の漁船が、長崎県対馬海域でクロマグロを漁獲したが、漁獲量(約4.2トン)の報告をしていなかった事例の報告がなされている。